

【公報種別】特許法第17条の2の規定による補正の掲載

【部門区分】第3部門第5区分

【発行日】平成18年6月1日(2006.6.1)

【公開番号】特開2000-96334(P2000-96334A)

【公開日】平成12年4月4日(2000.4.4)

【出願番号】特願平11-124502

【国際特許分類】

A 42 B 3/22 (2006.01)

A 42 B 3/04 (2006.01)

【F I】

A 42 B 3/22

A 42 B 3/04

【手続補正書】

【提出日】平成18年4月5日(2006.4.5)

【手続補正1】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】特許請求の範囲

【補正方法】変更

【補正の内容】

【特許請求の範囲】

【請求項1】

ヘルメット使用者の頭部に装着する帽体が、キャップ状の主帽体と、ヘルメット使用者の頸部を選択的に覆い得るように、この主帽体に昇降可能に取付けられた補助帽体とを有し、

上記補助帽体が上記頸部を覆う下降位置にあるときにこの補助帽体を上記主帽体に対してロックするロック機構が、上記帽体に設けられ、

上記ロック機構による上記補助帽体の上記ロックを解除するために往動操作されるロック解除操作部材が、上記補助帽体に設けられ、

上記ロック解除操作部材の往動方向が、上記補助帽体の下降方向に対して鋭角をなすように構成したヘルメット。

【請求項2】

上記ロック解除操作部材の上記往動方向が、上記補助帽体の上記下降方向よりも内側に向いており、

上記鋭角が、5°～45°である請求項1に記載のヘルメット。

【請求項3】

上記補助帽体が、軸支手段により上記主帽体に対して昇降回動可能に上記主帽体に取付けられている請求項1または2に記載のヘルメット。

【請求項4】

上記補助帽体が上記下降位置にあるときに上記主帽体に対する上記補助帽体の移動を比較的小さな作用力で阻止する位置決め機構が、上記ロック機構とは別に設けられ、

上記位置決め機構が、上記主帽体に設けられた第1の位置決め手段と、上記補助帽体に設けられ上記第1の位置決め手段と凹凸嵌合する第2の位置決め手段とからなり、

上記補助帽体が上記下降位置にあるときに、上記補助帽体を上記主帽体に対して上昇方向に付勢する付勢手段がさらに設けられ、

この付勢手段の付勢力が、それ自体では、上記位置決め機構の凹凸嵌合を解除し得ない大きさに選定されている請求項1、2または3に記載のヘルメット。

【請求項5】

ヘルメット使用者の頭部に装着する帽体が、キャップ状の主帽体と、ヘルメット使用者の

頸部を選択的に覆い得るように、この主帽体に昇降可能に取付けられた補助帽体とを有し、

上記補助帽体が上記頸部を覆う下降位置にあるときにこの補助帽体の左側および右側を上記主帽体に対してそれぞれロックする第1および第2のロック機構が、上記帽体に設けられ、

上記第1および第2のロック機構による上記補助帽体の上記ロックを共通に解除するためには往動操作される共通のロック解除操作部材が、上記補助帽体に設けられているヘルメットにおいて、

上記ロック解除操作部材の往動操作を上記第1および第2のロック機構の第1および第2の可動側ロック部材に共通に伝達する共通の牽引用可撓性線条体を備え、

上記線条体の一端部が上記第1の可動側ロック部材に結合されるとともに、上記線条体の他端部が上記第2の可動側ロック部材に結合され、

上記ロック解除操作部材に線条体係止部が設けられ、

上記線条体の中間部分が上記線条体係止部に係止されているヘルメット。

【請求項6】

上記線条体係止部が、上記ロック解除操作部材に取付けられた線条体取付け部材にほぼ半円形状に形成され、

上記線条体の中間部分が、このほぼ半円形状の線条体係止部のほぼ円弧状の部分にほぼU字状に引っ掛けられて係止されている請求項5に記載のヘルメット。

【請求項7】

上記線条体取付け部材を上記ロック解除操作部材に対して摺動させることにより上記ロック解除操作部材に対する上記線条体取付け部材の取付け位置を調整して上記線条体のたるみを除去し得るように、上記線条体取付け部材が上記ロック解除操作部材に取付けられる請求項5または6に記載のヘルメット。

【請求項8】

上記ロック解除操作部材を往復動可能に保持するための操作部材保持機構が設けられ、この操作部材保持機構が、上記ロック解除操作部材を保持し得る保持部材を備え、この保持部材が、上記ロック解除操作部材を往動操作するときに指を当てることができる指當て面を有している請求項5、6または7に記載のヘルメット。

【請求項9】

上記補助帽体の左側および右側に第1および第2の間隙形成部材が設けられ、

上記補助帽体が少なくとも上記下降位置にあるときには、上記補助帽体の左側および右側と上記第1および第2の間隙形成部材との間に形成された第1および第2の間隙に上記主帽体の左側および右側の下端附近がそれぞれ挿入されるように構成した請求項5～8のいずれか1つに記載のヘルメット。

【請求項10】

上記第1および第2のロック機構におけるロックが不必要に解除されるのを防止するため、上記下降位置にある上記補助帽体を上記主帽体に対して上昇方向に付勢する付勢手段が設けられている請求項5～9のいずれか1つに記載のヘルメット。

【請求項11】

上記ロック解除操作部材の往動方向が、上記補助帽体の上記下降方向に対して鋭角をなすように構成した請求項5～10のいずれか1つに記載のヘルメット。

【手続補正2】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0009

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0009】

また、本発明は、別の一つの観点によれば、ヘルメット使用者の頭部に装着する帽体が、キャップ状の主帽体と、ヘルメット使用者の頸部を選択的に覆い得るように、この主帽体

に昇降可能に取付けられた補助帽体とを有し、上記補助帽体が上記顎部を覆う下降位置にあるときにこの補助帽体の左側および右側を上記主帽体に対してそれぞれロックする第1および第2のロック機構が、上記帽体に設けられ、上記第1および第2のロック機構による上記補助帽体の上記ロックを共通に解除するために往動操作される共通のロック解除操作部材が、上記補助帽体に設けられているヘルメットにおいて、上記ロック解除操作部材の往動操作を上記第1および第2のロック機構の第1および第2の可動側ロック部材に共通に伝達する共通の牽引用可撓性線条体を備え、上記線条体の一端部が上記第1の可動側ロック部材に結合されるとともに、上記線条体の他端部が上記第2の可動側ロック部材に結合され、上記ロック解除操作部材に線条体係止部が設けられ、上記線条体の中間部分が上記線条体係止部に係止されているヘルメットに係るものである。

【手続補正3】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0028

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0028】

取付け基板41には、ほぼカップ状であってよいばね受け部49が一体成形または接着による取付けによって設けられ、このばね受け部49のワイヤ挿通孔50には牽引用ワイヤ32aが挿通されている。また、牽引用ワイヤ32aは、合成ゴムなどの適当な弾性材料からなるチューブ52に挿通されている。そして、このチューブ52の一端部はボタン保持部材23の弯曲片部29aおよび補助ガイド板部31aにより位置保持されて部材本体25aの前面63に当接され、他端部はばね受け部49に当接されている。なお、左側の補助帽体ロック機構21に用いられている同様のチューブ52の一端部も、ボタン保持部材23の弯曲片部29bおよび補助ガイド板部31bにより位置保持されて部材本体25の前面63に当接されている。

【手続補正4】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0037

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0037】

つぎに、図1および図2に示すフルフェイス型として機能しているヘルメット1を図3に示すジェット型として機能させたいときには、図4に示す状態において、補助帽体6の顎覆い部6aの外周面のほぼ中央部にある開孔34からリリース・ボタン22の欠如部28に指（例えば、人指指および／または中指）を挿入して、この指でリリース・ボタン22の押圧面28aをコイルばね51の付勢力に逆らって図4の矢印Aで示す往動方向に押し下げる。この場合、押圧面28aはリリース・ボタン22の往動方向Aとほぼ直交しているから、指からリリース・ボタン22に加わる力の方向はこの往動方向Aとほぼ一致している。

【手続補正5】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】0051

【補正方法】変更

【補正の内容】

【0051】

取付け基板41は、図17に示すように、平板形状であってよく、また、この取付け基板41には、一対のボス挿通孔101a、101b、リベット挿通孔102、ボス挿通孔103およびねじ挿通孔104がそれぞれ形成されている。そして、既述の第1の実施例においてはこの取付け基板41に設けられていたばね受け部49は、この第2の実施例においては補助取付け基板82に一体成形などにより設けられている。また、補助取付け板8

2は、ほぼ中央部分に段部82aを有し、また、この段部82aの両側にそれぞれ前板部82bおよび後板部82cを有している。そして、この後板部82cには、一対のねじ挿通用のボス部105a、105bおよびね受け部49が一体成形などにより形成されている。

【手続補正6】

【補正対象書類名】明細書

【補正対象項目名】図15

【補正方法】変更

【補正の内容】

【図15】

図14に示す状態から補助帽体を多少上昇させたときの、図13と同様の図である。